平成２６年（フ）第５８７５号
埼玉県戸田市笹目４丁目２―２　下伊那自動車寮301
債務者　多田　　修
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８７６号
埼玉県越谷市大字下間久里597―22
債務者　青木　優子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３８号
静岡市葵区与一１丁目５番20号　第２博栄荘203号、旧住所静岡市葵区堤町914番地の60
債務者　青木　金夫
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２６８号
東京都墨田区立花２丁目26―7
債務者　金井　美希
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４３６号
東京都豊島区池袋本町１丁目19―４―105
債務者　川口　博文
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８７９号
東京都葛飾区西新小岩４丁目25―１―201
債務者　藤澤　勝美
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５８号
東京都八王子市打越町2007番地１トラスティア北野102号
債務者　齊藤　全代
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６３号
東京都品川区二葉４丁目21番６号、開始決定時の住所東京都品川区二葉１丁目17番17号
破産者　伊豆山義之
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
千葉県富津市大堀1522―１
破産者　株式会社開華
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２４１９号
北海道千歳市高台２丁目６番13号
破産者　株式会社北武
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
茨城県水戸市酒門町字西割4228番地
破産者　株式会社味工房未来
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６１４号
埼玉県坂戸市日の出町13番16号
破産者　有限会社八百銀商店
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１号
神奈川県平塚市新町６番６号　菱華工業株式会社平塚工場内、商業登記簿上の本店所在地神奈川県秦野市渋沢2079番地
破産者　株式会社栗原製作所
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７０号
名古屋市中村区名駅南３丁目16番15号
破産者　株式会社システムマネージメントインコーポレイテッド
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２７号
名古屋市中川区露橋１丁目24番18号
破産者　株式会社オサミック
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９１号
兵庫県たつの市揖西町南山３丁目８番地
破産者　フジテック・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１１号
神戸市北区有野台５丁目４番Ｂ42棟301号
破産者　株式会社Ｓ．Ｆ．Ｂ
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７７号
山形県東根市大字野川2514番地１
破産者　有限会社トータル・システム
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０５３号
大阪府摂津市香露園23番１号
破産者　友菱実業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部